

令和7年鉾田市農業委員会6月定例総会議事録

日 時	令和7年6月25日（水）午後2時00分																																																																																		
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>箕輪 秀克</td><td>出</td><td>13番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>伊藤美智男</td><td>出</td><td>14番</td><td>草野 克信</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>荒野 信寿</td><td>出</td><td>15番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>16番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>村上 勝信</td><td>出</td><td>17番</td><td>本沢 千代</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td><td>18番</td><td>永井 司</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>菅谷 卓司</td><td>出</td><td>19番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>関根 薫</td><td>出</td><td>20番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>21番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>山口 陽一</td><td>出</td><td>22番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>石田 一博</td><td>出</td><td>23番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>24番</td><td>小室 満</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																														
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																														
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																														
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																														
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																														
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																														
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																														
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																														
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																														
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																														
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																														
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																														
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長																																																																																		
議 長	6番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	5番 村上勝信 9番 箕輪美代子																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 3 号 現況証明書の交付について 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 議案第 5 号 令和8年度国・県・市町村農業施策に関する要望について 議案第 6 号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議（案）について																																																																																		

	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について 報告第 4 号 農地法制限除外の届出について 報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
事 務 局	(開 会) それでは、定刻前でございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和 7 年銚田市農業委員会 6 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。
会 長	どうも、皆様、お疲れさまでございます。今回は台風がこちらのほう直撃するかなと思いましたが、いいあんばいで熱帯低気圧になったということで、集中的にこれから雨のほうも降るような予定ではございますけれども、農作物に被害がなければいいかなと感じております。ここのところ、雨もかなり例年より少なく、やはり台風とか、そういう熱帯低気圧が来ない限り雨というのがなくて、畑のほうのジャガイモ掘りのほうなんかは大分はかどっていると思いますけれども、やはりそのほかの野菜に関しては、ある程度、雨が欲しい。その欲しいときに雨が降らないで、雨が必要でない都心部のほうに集中豪雨で、いろいろ災害をもたらしている、そういうことが最近非常に多くなっておりますけれども、銚田市としましても、今のところ、そういう形で被害のほうも出ておりませんので、非常によかったと思います。この分では、やはりまだ、去年を上回る農家の生産高が上回れば非常にいいかなと思っております。 いろいろ天気はいいばかりでございますけれども、外国に目をやれば、かなりウクライナとロシアがやる、今度イランとイスラエルが始まるということで、世界各地で、アメリカもまたイランにミサイルを撃つとか、そういうもの、世界的に戦争のムードが大分先走っております、これではやはり世界経済が非常に危機に瀕して、危機になってくるのではないかなと懸念しております。私も、毎日、新聞をある程度見るのですけれども、今日の新聞には、ドイツがやはり、日本でいえば自衛隊ですけど、軍隊を 100 万人を上回るような人数を募集して、それで集まらなければ、やはり昔の徴兵制度を取って集めるような、そういうような話が新聞に載っておりますし

		た。日本だって、これ自衛隊で賄われていなければ、そういうことが出てくるかなと思っておりますけれども、幸い日本は、戦争はこの国ともやりません。というのは、やはり広島と長崎で原爆を落とされた、その方々がいろいろな話で、戦争は二度としてならないということで、仕掛けたほうも、やられたほうも、どちらにとってもマイナスだということで、そういうような認識で、日本の国民はある程度、戦争には参加しない。また、こちらからも仕掛けないということで、いろいろ国のほうも、こういう形になっておりますけれども、その点は日本は平和でいられていいかなと思っております。その分、海外に農産物、この前市長が、二、三日前だね、あったときには、インドに農産物を輸出しながら、農産物、世界に向けていろいろ輸出して、かなりそういうところで、日本一の野菜の銚田市というイメージで頑張っているところでございますけれども、やはり我々農業委員会としても、農地をやっぱり守ることが大事でございますので、優良農地を、いいかげんな転売というそういうことにしては非常に困りますので、皆さんでひとつ力を合わせながら農地を守っていきたいと思います。 今後、これからも暑い時期が続くと思っておりますけれども、皆さん、体に気をつけながら、現地調査なり、いろいろ農地を守っていただければいいと思っております。今日も慎重審議をどうぞよろしくお願いいたします。	
事	務	局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いします。
議	長		それでは、ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会6月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思います、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長		異議なしと認め、会期については本日1日限りいたします。
議	長		次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名す

		ることで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、5番 村上勝信 委員、9番 箕輪美代子 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号8番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号1番から番号8番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては8件、地目、田6筆、畑6筆、計12筆。面積は1万9,759平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買7件、普通贈与1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
荒野信寿委員		3番、荒野です。よろしくお願いします。 この案件につきましては、譲受人、 さんと譲渡人、

	さんは知人の間柄でございます。このたび■さんが新規就農するということで売買契約が円満にまとまったということでございます。 ■さんは、父親である■さんに指導を受け、サツマイモの作付をするということです。農作業の機械などは実家にあるものを借りて行っているということでございます。現地も確認済であります。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移譲に係る許可要件については問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 以上です。
議長	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	4番、大貫です。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、もともと■さんの田んぼを■さんが稲刈りやったり、田植やったりしていた仲でありました。このたび■さんの経営規模拡大ということで、譲渡契約が円満にまとまったということです。■さんは、サツマイモ、ニンジン、お米などを中心とした農家であります。経営規模もたくさんあります。後継者はいるのか、いないのか、ちょっと分からないですけれども、田んぼを増作するために申請地を取得したいということであります。何ら問題ない案件だと思いますので、よろしくお願いします。
議長	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	海老原です。番号3番についてご説明いたします。 譲受人、■さんと、譲渡人、■さんは、おじとおいの間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、田、シュンギク、らっきょうなどを中心とした農家でございます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移譲に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	続きまして、番号4番から番号7番について地元委員の説明を求めます。
城田俊男委員	16番、城田です。番号4番の説明に入ります。 譲受人、■さんと、譲渡人、■さんは、いとこの一人

	娘さんでして、現在、■■■■に住んでいまして、管理意向に問題があるということで、このほど■■■■さんが経営の拡大ということで売買がまとまったということでございます。■■■■さんは、長らく会社を経営してきました、このほど後継者の息子さんに会社を譲りながら、自分の大体、年も同じくらいなので、農家をやりたいということで、現在、経営面積4反歩で、サツマイモを栽培していまして、増産するため申請地を取得したいということでした。今後も機会があれば面積を増やしていきたいとの話でした。譲受人は、農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長 城田俊男委員	続きまして、5番お願いします。 3条、5番の説明に入ります。譲受人、■■■■、代表、■■■■さん、譲渡人の■■■■さんは、土地改良区の区域内で、この土地を引き受けてくれる人を探していたとのことです。このほど経営規模拡大のためということで、売買契約する意向ということでした。■■■■さんは、■■■■近くの■■■■さんだそうです。■■■■さんは、3名にて経営面積3万平方メートル、ミニトマト、サツマイモの栽培をやっていまして、原付しかできないのですけれども、トラクター3台とトラック5台にて、これから増産するための申請地を取得したいとのことです。譲受人は、農作業に300日以上従事しており、取得後も耕作を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。許可要件につきましても問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長 城田俊男委員	続きまして、6番お願いします。 3条6番と7番は、内容的には同じなので、一緒にまとめて話したいと思います。3条6番、■■■■さんと、譲渡人、3条7番の■■■■さんは、内容が同じ案件ですので、一緒に話したいと思います。 譲受人、■■■■さんが長年にわたりまして作付をしていまして、このほど譲渡人からの売買の話となり、円満に話がまとまったとのことです。■■■■さんは、米、ニンジン、サツマイモを中心にした経営でして、面積も20町歩くらいですか、後継者の長男の■■■■さん夫婦も熱心に取り組んでいます。以上のような理由から、譲受人は農作業に300日以上従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長	す。
小室満委員	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。 24番、小室です。申請番号8番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと、譲渡人、■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび農業経営規模拡大のため売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、コマツナ、ハウレンソウなどを中心とした農家であり、経営面積も3.5ヘクタールであり、熱心に取り組んでおります。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移譲に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	それでは、番号1番から番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号8番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1から番号8番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第2号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。

議 長 事 務 局	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号1番，権利，寄附。申請地，■■■■■■■■■■，地目，畑。面積251平方メートル。同じく，■■■■■■■■■■，地目，畑。面積47平方メートル。計2筆，298平方メートル。譲受人■■■■■■■■■■，■■■■■■■■■■，代表役員，■■■■■■■■■■。譲渡人，■■■■■■■■■■，■■■■■■■■■■。転用施設，境内地，298平方メートル。事由，農地法の許可を得ずに，申請地を境内地として利用しておりましたので，是正したい。なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 海老原康廣委員	現況調査員の調査報告を求めます。なお，地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。 13番，海老原です。番号1番についてご報告いたします。 去る6月16日，2番，伊藤委員，4番，大貫委員，13番，私と，事務局3人で現地調査を行いました。場所については，地図の1ページ，左側の位置になります。県道18号線を水戸方面に向かい，鉾田市■■■■■■■■■■，鉾田市■■■■■■■■■■の信号機より500メートル先の左側に位置します。集団的に存在する農地の地域にあるが，既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張であるため，例外的に許可基準，農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断いたしましたので，ご報告いたします。 続きまして，地元委員としましては，現況調査員のご報告のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは，番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号2番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]の一部。 地目、畑。面積485平方メートル。同じく、[REDACTED]の一部。 地目、畑。面積365平方メートル。計2筆、850平方メートル。 譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫、17 2.50平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、建築予定 である住宅に隣接する申請地に農業用倉庫を整備したい。詳細につ きましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
大	貫	4番、大貫です。2番についてご報告いたします。 場所については、1ページの右側になります。詳細につきましては、 地元委員さんお願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にありますけれども、農 業用施設を使用するため、例外的に許可できます。農地区分は第1 種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用 目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、 3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたしま す。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
山	口	23番、山口です。申請番号2番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、1ページの右側 を御覧ください。[REDACTED]から[REDACTED]の道を300メートルぐら い行ったところを左に曲がり、また300メートルぐらい行った右 側の道路沿いになります。譲渡人、[REDACTED]さんと、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]さんは親子の関係でございます。申請地で自己住宅のほかに 農業用倉庫を続いて建築したいということでございます。このた び、贈与契約が円満にまとまったということで、問題ない案件だと

		思いますので、よろしく審議のほどお願いします。
議	長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号3番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]の一部。地目、畑。面積234平方メートル。同じく、[REDACTED]の一部。地目、畑。面積264平方メートル。計2筆、498平方メートル。譲受人、譲渡人につきましては番号2番と同一でございます。転用施設、自己住宅、251.63平方メートル。事由、現在家族4人で住んでおりますが、手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員		続きまして、番号4番、大貫です。3番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 先ほどの2番と同じ隣の農地です。申請地は、集団的に存在する農地の地域にありますが、集落に接続して設置される自己住宅で、例外的に許可されています。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、よろしくお願いします。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	23番、山口です。申請番号3番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。 場所は、地図2ページの左側を御覧ください。2番の案件と同じ 場所でございます。内容的には2番と同じです。現在、家族5人で 住んでおりますが、手狭なために申請地に農業用倉庫の脇に自己住 宅を建てたいということでございます。問題ない案件と思われます ので、ご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたしま す。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、 畑。面積497平方メートル。譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。 転用施設、自己住宅、108.18平方メートル。事由、現在アパ ートに住んでいるが、子供の成長に伴い手狭になったので、自己住 宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いた だきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	4番、大貫です。番号4番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの右側になります。詳細につつま

		しては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域でありまして、農地区分は第3種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長		それでは、地元委員の説明を求めます。
荒野信寿委員		3番、荒野です。現況調査員さん、ご苦労さまでございました。 番号4番についてご説明いたします。申請地は、地図2ページの右側です。場所につきましては、[]から東に位置しまして、主要地方道茨城鹿島線沿いにある[]近くの場所でございます。[]さんと[]さんは知人の間柄でございまして、このたび[]さんから申請地を譲り受け、自己住宅を建築したいとのことであります。問題ない案件とと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長		番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長		関連があるので、番号5番、番号6番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号5番、番号6番を続けて説明をいたします。番号5番、権利、売買。申請地、[]。地目、畑。面積〇. 11平方メートル。譲受人、[]，[]。譲渡人、[]，[]。転用施設、自己住宅、125.87平方メートル。事由、将来、親の介護を考え実家付近の申請地

議長 伊藤美智男委員	を譲り受けて自己住宅を新築したい。 続きまして、番号6番、権利、贈与。申請地、 。地目、畑。面積245平方メートル。譲受人につきましては 番号5番と同一でございます。譲渡人、 。転用施設、事由につきましては番号5番と同一でございます。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存 じます。 以上でございます。 それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
議長 伊藤美智男委員	2番、伊藤です。申請番号5番と6番について、一緒なので、ご 報告いたします。 去る6月16日、現地調査を行いました。場所については、地図3 ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さ んお願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続し て設置される自己住宅として例外的に許可できるものであり、農地 区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断し て、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適 と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告 いたします。 以上です。
議長 石田一博委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 11番、石田です。現況調査員さん、ご苦労さまでした。 申請番号5番、6番についてご説明いたします。申請地は、3ペ ージ、左側です。場所は、国道51号、 入りの西に約2キロぐらいのところ。申請人の さんは会社員であります。このたび、祖父である さんから申請地を譲り受けて自己住宅を新築した いとのことで申請されました。問題ない案件と思われるので、よ ろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、番号5番、番号6番について質疑に入ります。質疑を 許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。

	これより採決いたします。 番号5番，番号6番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番，番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第3号 現況証明書の交付について)
議 長	続きまして，議案第3号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番，届出地，[REDACTED]，台帳地目，畑，面積529平方メートル。利用状況，宅地，車庫。申請人，[REDACTED]，[REDACTED]。変更年月日，平成15年11月18日以前，確認年月日，令和7年6月16日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。なお，地元委員も兼ねておりますので，続けて説明願います。
海老原康廣委員	13番，海老原です。番号1番についてご報告いたします。 去る6月16日に，2番，伊藤委員，4番，大貫委員，13番，私と，事務局で現況調査を行いました。場所については，地図3ページの右側に位置します。[REDACTED]の丁字路の西側に50メートルぐらい入ったところに位置します。平成15年の以前から既に宅地として使用している状態でした。3人の総合意見として，非農地証明書の交付は可と判断しましたので，ご報告いたします。 地元委員といたしましては，航空写真を見せてもらったところ，平成15年11月18日以前から宅地として使用している状況でしたので，報告いたします。

議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。 (議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	議案第4号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては24名、筆数は49筆で、合計面積は16万7,595.67平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年6月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。

議 長	これより採決いたします。 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
議 長	（議案第5号 令和8年度国・県・市町村農業施策に関する要望について）
議 長	議案第5号 「令和8年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第5号についてご説明いたします。この件につきましては、農地法第38条第1項に基づき、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とされております。そのため、茨城県農業会議から意見の集約の依頼がありまして、先月の定例総会にて、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にも6月10日までに、意見・要望書の提出をお願いしたところ、農業委員4名、農地利用最適化推進委員1名から意見書の提出をいただきました。提出された方は少ないのですが、今回、提出いただいた意見を踏まえまして、農政部会において検討・集約後、農業会議へ報告及び市への要望をしたいと考えております。つきましては、鉾田市農業委員会会議規則第27条第1項によりまして、意見集約を農政部会へ付託していただきたく、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号 「令和8年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」、農政部会に取りまとめを付託することにご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、農政部会において取りまとめをした意見を、茨城県農業会議へ報告することといたします。
		(議案第6号 「全国農業新聞」普及推進に関する 申し合わせ決議(案)について)
議	長	議案第6号 「「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事 務 局		全国農業新聞についてですが、現在、各農業委員におかれまして もご購読いただいているところですが、今後のさらなる購読数の増 加を目指して取り組んでいくため、5月に開催された県全体の農業 委員会会長・局長会議においても、新規購読者の確保について話し 合われました。また、今回、茨城県農業会議より、農業委員・推進 委員による普及推進に関する申し合わせ決議について、総会で採択 する取り組みが求められておりますので、議案に上程いたしました。 この全国農業新聞の普及推進については、農業委員会の重要な 業務の一つとして位置づけられており、掲載内容についても、各地 の先進事例や、身近な情報等も掲載されておりますので、農業経営 に役立つ情報もあると思われます。ですので、お知り合い等で興味 のある方などいらっしゃいましたら、ぜひお勧めいただければと思

		いますので、よろしくお願いいたします。それでは、全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）について、読み上げます。 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議。 農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。 記 1. 農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う。 2. 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う。 3. 令和7年11月22日までに購読部数84部の達成を目指す。 令和7年6月25日、銚田市農業委員会。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 「「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議（案）について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 （報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について）

議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。3筆で合計面積は1,922.11平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	5件の届出がございました。35筆で面積につきましては合計で4万3,560平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の許可処分を行っています。番号1番、公売落札によるものとなっております。 以上でございます。

	(報告第4号 農地法制限除外の届出について)
議 長	報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。番号1番、届出地、 の一部、地目、畑、面積9平方メートル。申請人、 、 。転用施設は携帯電話基地局となっております。 以上でございます。
	(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議 長	続きまして、報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局より1件の照会がございました。番号1番、地目、畑から山林への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和7年6月5日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上です。
議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他でございますが、私のほうから報告いたします。 本年度の農業者年金加入推進部長についてですが、昨年度に引き

	続き、9番 箕輪美代子 委員、15番 井川栄 委員にお願いをいたします。 本年度も、昨年度同様、15名の目標達成できますように各農業委員との情報交換や加入推進活動の働きかけ、サポートを積極的にお願ひいたします。
議 長	ほかに、その他について何かありましたらお願いします。 箕輪さん、どうぞ。
箕輪美代子委員	9番、箕輪です。今日の確認なのですけれども、5条の案件にありました登記簿上の地目が山林とか雑種地、現況は畑という場合は、やはり農地法、農業委員会許可を必要とするのですけれども、山林とか雑種地で畑として使って、何か木は切ってあったと。雑種地になっているけれども、何も作っていないと。そういう場合にも農業委員会の許可が必要なのでしょうか。
議 長	事務局。
事 務 局	箕輪委員からのご質問なのですけれども、基本的に、箕輪委員おっしゃったとおり、登記簿の地目が非農地であっても、現況確認して農地という状態であれば、作物を作っていたりとか、ロータリーで耕していたりとか、そういった状況を確認すれば、もちろんこれは農地法は現況主義なので、農地法の許可を取ることになります。ただ、そこで農業委員会のほうで現場を確認したときに、そういった作物が植わっているとか、そういった状況がなければ、許可というのは取るようには指導しておりませんので、そのような形で説明させていただきます。
箕輪美代子委員	分かりました。
議 長	それでは、そのほか事務局からお願いします。
事 務 局	皆様、お手元のほうに農業委員・農地利用最適化推進委員の法令遵守についてという紙がございます。こちらのほう御覧ください。 7月20日に参議院議員通常選挙がございます。毎回お願いしておるところなのですけれども、農業委員及び推進委員はその地位を利用して選挙運動をすることはできないことになっておりますので、法令に違反して責任を問われ、あるいは法令に違反しているかのごとき疑惑を招くことようなことがないようお願いいたします。詳細については裏面に記載されておりますので、後でお目通しいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。推進委員

議 長	には、郵送でお願いをする予定となっておりますので、もし農業委員さんのほうで推進委員さんで行き会う機会がありましたら、この旨、伝えていただければと思っております。 続きまして、皆様お手元に、全国農業新聞のトートバック、そちらのほうは白いバッグです。こちらのほうがあったと思います。その中のほうを見ていただきますと、緑色のこういった申込書、こちらお手元にあると思います。こちらなのですけれども、先ほど総会でもお諮りいたしました、委員1人、新規購読者が1人購読していただけるようにご協力のほうお願いいたします。また、昨年度まで農業委員及び推進委員やっていた方、3月いっぱい購読中止となっております。そういった方に、もし今年度、前任の委員に購読していただけるようにお願いしていただければなと思っておりますので、そちらのほうもご協力のほうお願いいたします。バックの中には推進用の資材が入っておりますので、購読推進のための1人分と皆さん農業委員の分となっておりますので、推進する上で、もし足りない場合は事務局にご連絡いただきたいと思います。 続きまして、銚田市農業委員会懇親会の開催についてという紙がございます。こちらのほうなのですけれども、7月25日午後6時からということでやることになっております。会費のほうは1万2,000円ということで、7月の報酬、皆様の給与のほうから差し引きたいと思っております。また、銚田市役所から送迎バスのほうを用意しておりますので、ご利用の方はご連絡いただきたいと思います。バスの出発時間のほうは5時半ということで、昨日、松竹亭のほうにご連絡をさせていただきました。こちらのほうもよろしくお願い致します。 あと、もう一点なのですけれども、新任委員さんの研修大会について、公用バスと、あと自家用車で行かれる方について、個別に配付をさせていただいております。公用バスで研修会場のほう、そちらのほうに行く方は12時に銚田市役所を出発できるようにお願い致します。服装は、ジャケット、バッジ、身分証明書というふうですね。そちらのほうをお願いします。クールビスなので、ネクタイは必要ありませんので、お願いします。また、自家用車で行かれる方は、1時から始まりますので、それに間に合うように来ていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。また、ちょうどお昼の時間になってしまうのですけれども、早めにお昼のほう済ませてもらって来ていただければと思っております。 以上でございます。 それでは、その他について何か皆様からご意見、ご要望ありましたらお願いいたします。 事務局、どうぞ。
------------	---

事 務 局	すみません。総会の終了後に、今度、茨城県の鹿行農林事務所の土地改良部門の方で畑地化関係の事業の説明をしたいということで、この後、説明のほうがございます。それが終わった後に農政部会ということで、農政部会の方という人は、このまま残っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	皆様、どうでしょうか。何かありましたら。 (なしの声あり)
議 長	では、ないようなので、全て議事日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉾田市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。 午後2時57分 閉 会 署 名 人 議長（会長） _____ 5 番 委 員 _____ 9 番 委 員 _____